

枕草子「大進生昌が家に」の段をめぐる史的考察

安藤重和

枕草子諸段の中でも「大進生昌が家に」の段は特に研究が進んでいる方の章段に属するものと思われるが、それでも問題は残されているようである。

岸上慎二氏はこの段の主要人物たる「生昌」について、「小右記長徳二年十月八日の記事を読むと、権帥伊周が内密に京都に帰つて来てみたことを密告した者は数人あつたらしく、生昌も實にその中の一人であつたのである」と指摘しておられるが、一体これは事実なのであろうか。小右記の記事を確認してみよう。

○長徳二年十月八日条

早朝或云、諸陣禁衛門扉全閉云々、依物忌令諷誦、勘解由長官同車参内、候殿上、小選詣左付直廬、卿相會矣、権帥密々京上、隠居中宮云々、自夜部有其聞云々、且差右衛門権佐孝道被申事、由於后宮、已被奏無實之趣、孝道朝臣以下使官人等候彼后宮、差左衛門尉季雅、志為信遣播磨、被實揜権帥之有無、又帥京上告言既有其人、近則中宮大進生昌、是左付所被談説也、丑剋許左右大臣・左大将・藤中納言・右衛門督参入云々、他卿相今日

参入、余午剋許退出、但触事由於左大弁、縁堅物忌、入夜勘解由長官来云、被召問生昌云々、^①権帥出家云々、定不慥、可實揜之由有被加仰季雅等、^②播万使未帰来之間、使官人等可護后宮云々、中宮今月當御産期、外帥先日令奏出家之由、被改官符、而尚猶不剃頭云々、誰論之甚歟、

○翌九日条

参内、左大弁扶義於化徳門云、上達部在左付宿所者、仍参入、右衛門督・勘解由長官在彼直廬、左府談話云、権帥候中宮之由使官人申、而相府仰云、日晝召出極可不便、臨暗夜召出宜歟、但得其身之後、可令奏事由云々、此間右衛門尉倫範参来、同申此由者（略）

播磨の国へ流罪中の伊周（権帥）が母貴子重病の報を聞いて禁を犯して密入京し母を見舞つたのであるが、そのことが道長方に知れて大騒動になっている場面である。傍線部④のみを読めば明らかに生昌が道長方に密告したかのようであるが、それ以外の部分を読むと疑問が出てくる。注目すべきは、八日に生昌が「召問」われていることである。「召問」とは公式に事情聴取を行うことと思われるのであり、密告者をわざわざ改めて公式に「召問」う必要はないので

はないか。又、道長方では必死になって伊周の潜服先を探していることが右引用記事により明らかであるが、生昌を召し問うた後も伊周の潜服先を掴んでいないことが傍線部④から知られよう。翌九日の段階になると道長方は伊周が中宮の許に潜伏している事を突きとめているが、その情報を提供した人は中宮御所を護っていた「使官人」や「右衛門尉倫範」であつて、生昌ではなかつた。「中宮大進」たる生昌は恐らく伊周が中宮御所に潜伏していることを知つていたのであろうが、「召問」われてもそのことを道長方に明かさなかつたものと思われる。又、傍線部⑤の「権帥出家」の件は召し問われた生昌が伊周に対する追及の手を緩めさせる為に語つた言葉と見做されるが、それを道長方では「定不慥、可實檢」と信用してはいないことも重要である。なお、栄花物語「浦くしの別」の記事にも注目しよう。

(隆家が)かくて但馬におはしつきぬれば、国の守公家の御定よりほかに、さし進み仕ふまつる事多かり。中納言殿(隆家)は心あい行づき給へれば、誰もいみじうぞ仕ふまつりける。

この時の但馬守が「平生昌」であつたことは日本古典文学大系本「栄花物語」の補注において明らかにされている。生昌は伊周の弟の隆家に対し極めて好意的な扱いをしていたのである。こうして見ると生昌は伊周・隆家に対して好意的であつた事が知られてくる。

では何故、「帥京上告言既有其人」として「生昌」の名が出されたのであろうか。この問題を考えるに際し、小右記長徳二年十一月十日条を見よう。

孝義朝臣加一階、左衛門尉倫範叙位、皆是告言外帥入京之由賞云々

この記事により伊周の密入京を「孝義」「倫範」が密告していることが明白である。「倫範」は伊周が中宮御所にいることを道長方に連絡した人として名前が挙がつていたが、「孝義」はいつ密告していたのであろうか。これに関連して栄花物語「浦くしの別」の次の記事が想起される。

さて此御事(伊周密入京の事)は、越後前守平の親信と云人の子、いと数多有ける中に、右馬助孝義といひて、哥うたび、折ふしの陪従などに召さる、有けり、それが申出たる事也ければ、「公家の御ためにうしろやすき事申出たり」とて、加階給はせたりければ、よろこびいひに父がもとにいきたりければ、親信朝臣「いづこにたがもと、てこ、には来つるぞ。おほけなくつれ無も有かな。かやうの事は、我らが程の子などのいひ、出づべきにあらず。かゝることは、ゑびす・町女などこそいへ。あさましう心憂きことを云出で、人の御胸を焼きこがし歎を負ふ、よきこと成や」とて、いとはしたなくいひの、しりければ、あまへて出にけり。

「申出づ」「云出づ」の語に注意すれば、伊周の密入京の件を最初に道長方に密告した人は「孝義」であつた事が知られる。又、この記事から孝義の親は「平親信」であつたことが知られるが、生昌と「平親信」とは従兄弟であるので、生昌から見ると「孝義」は従兄弟の子であつたことになる。又、親信の言葉により、密告などには「ゑびす・町女など」のすることであり身分ある者のすることではないという考え方が当時彼ら内部に存在していたことも知られる。以上の事を総合して考えてみると事の真相は恐らく次の如きものであつたのではなからうか。即ち、中宮大進として中宮の身近に仕

えていた生昌は伊周密入京の件をいちはやく知り、孝義のような身分ある者が密告などするとは考えず又彼が従兄弟の子供であるという関係の故に気を許して、その件を漏らしてしまつたのであろう。

生昌としては孝義に力になつてもらいたかつたのではないか。それを孝義は道長方に密告し、情報内容の精確さを保証すべく情報源が中宮の身近に仕える生昌であることを言い添えたものと思われる。

これを受けて道長も伊周密入京の件の情報源が生昌であることを実資に語り情報の精確さを示したのであろうが、それを聞いた実資は生昌を道長の直接の情報源（即ち密告者）と誤解して前記傍線部④の如く記したのもと思われる（この結果、小右記の他の記事と齟齬が生じることになつた点は前述した）。前記小右記長徳二十年十月八日条によつて以下推定すると、孝義が道長にもたらした情報内容は「権帥密々京上、隠居中宮」というものであつたらしい。その件を中宮方に確めると「無實之趣」が中宮方から奏上された。そこで道長方は中宮御所を見張らせる一方、伊周の配所である「播磨」へ伊周の「有無」を調べに行かせた。八日の「午剋許」に実資が「退出」した後の段階で、根本の情報源たる生昌から直接伊周の居場所を聞き出すべく公式に生昌を「召問」うたのであるが、生昌は「権帥出家」と言つて伊周をかばうばかりで伊周の居場所を明かすことはなかつた。その後になつて道長は伊周が中宮御所に潜服していることを確認するが、その情報提供者は「使官人」や「偷範」であつた。

右のように考えて大過ないと思う。伊周密入京の件を道長方に密告したのは「孝義」であつて「生昌」ではなかつたのである。「孝義」を信用して伊周密入京の件を漏らしたのは生昌の落ち度であるけれど、しかし、生昌は決して積極的に中宮方を裏切つたわけでは

なかつた。

二

さて、「大進生昌が家に」の段の年時を、章段内容の分析から、定子が初めて生昌宅に行啓された長保元年八月九日頃の事と推定する通説に対しては別段の異論はないが、では何故身分の高い生昌の家へ中宮が行啓されたのかという段になると、そこに中関白家の没落の果てに生昌以外に頼る者がいなくなつた哀れな中宮・定子の姿を見ようとすると通説——例えば萩谷朴氏は次のように述べておられる——には従い難い。

父関白道隆が薨じ、兄伊周・弟隆家が失脚して以後、世間の人々がおしなべて道長の氣息をうかがい中宮に奉仕することははばかつている現在、たとえ面従腹背の小奸物であつても、生昌を頼りにせねばならない中宮⁽⁴⁾（略）

中関白家の没落とともに中宮定子を取り巻く情況が悪化したことは言うまでもないが、だからと言つて生昌以外に頼る者がいなくなつたとまで言つてよいものであろうか。小右記の次の記事を見よう。

○長保元年八月七日条

中宮以右近中将頼定被仰云、九日可出里第、而公家為仰其事、召遣上卿、悉申故障不參入、若無指礙參行乎者、令啓痢病未平由、

○同九日（生昌宅初回行啓当日）条

藤宰相示送云、今日中宮可出御里第、而無上卿、只今可召仰供奉行啓之所司者、左府拂曉引率人々向宇治家、今夜可渡彼家云々、似妨行啓事、上達部有所憚不參内敷、申剋許有急速召、仍

参入、頭弁（藤原行成）仰云、依中宮可出里第事所召也、而助所勞早参、取有勤、但中納言藤原朝臣時光参入、仍仰事由先了者、歟退出、

七日条により実資を頼りにされる中宮の姿勢が明らかであり、九日条から道長の宇治行きを「似妨行啓事」とらえて反撥し「申剋許」の「急速召」に応じて中宮行啓の事を行うべく「助所勞」けて参内した実資の「取有勤」る姿が明らかである。ただし、この時実資より一足早く中納言時光が参内して行啓の事を行うべき命令を受けていたので実資は宮中を「退出」したのであったが、その中納言時光も「相扶病破物忌参入」したのである事が権記同日条により明白である。つまり道長の行啓妨害に憚る事なく病身を押し立てまで中宮の為に働く公卿が少くとも二人はいたということである。又、中宮の母方の伯父の中で高階明順は失脚していないので明順を頼られてもよかつた。事実、長徳二年六月九日中宮御所二条北宮焼亡に伴なつて中宮は「明順朝臣二条宅」に移御され滞在されたことがあるのである（小右記）。

では今回何故、中宮は生昌宅に行啓されたのであろうか。ここで大切なのはこの行啓が敦康親王出産の爲になされたものであつたことである。従来、「中宮・女御・更衣等は出産に際し、予め宮中から里下りし里（実家）で出産されるのだ」とする見方が支配的であつたように思うが、しかし出産場所は必ずしも実家と決まっているわけではなかつた。日本紀略の冷泉院践祚前抄記を見よう。

冷泉院

諱憲平。村上天皇第二之子也。母故皇后藤原安子。

故右大臣師輔朝臣之女也。」天曆四年五月廿四日辛

酉。誕生于丹後守藤原遠規宅。（略）

安子が冷泉院を出産した時師輔は右大臣の地位にあり左大臣実頼を圧倒せんばかりの声望を得て時めいていた（栄花物語「月の宴」）。決して安子の実家が零落していたわけではないのに、安子の出産場所は実家ではなく丹後守藤原遠規宅になっている。又、中宮定子が第一子修子内親王を出産された頃の有様を栄花物語「浦」の別は次のように語っている。

彼二条の北南と造り続けさせ給しは、殿（道隆）のおほしまいし折かたへ（南家）は焼けにしかば、今は（北家に）一つに皆住ませ給しを、此帥殿（伊周）の御下りの後、程無焼けにしかば、此御子（修子内親王）なども生れ給ふべかりしかば、平中納言惟仲が知る所ありけり、それにぞ女院など仰せられて（中宮定子を）住ませ給ける。内には、（生まれた）若宮の御うつくしさを、いかにいかにと女院も聞えさせ給へど（略）

長徳二年六月九日に二条北家が焼失した時中宮定子は即日「明順朝臣二条宅」に移御されている事が小右記により明らかであるから、これに栄花物語の右の記述を考え合わせると、中宮定子は伯父明順の家から修子内親王の出生に関連する形で「平中納言惟仲が知る所」に移られたことになる。「知る所」という表現は「本邸」ではなく単なる「領所」を意味する。何故、「惟仲の領所」如きへ移られたのであろう。「中宮亮」⁵⁾「皇后宮亮」として後年に至っても中宮定子を守り続けた明順が、中宮定子を追い出すことなどあり得ないと思ふ。

ここで、こうした出産場所に関する不審を解く為には、中宮・女御・更衣以外の事例にも目を向けてみよう。栄花物語「とりべ野」の次の記事に注目したい。

殿の上(備子)の御はらからの中の御方に、道綱大将こそは住み奉り給ふに、去年よりたゞにもあらずおはしければ、この頃さべき程(臨月)に當り給へりけるを、一條殿は凶しかるべし、ほかに渡らせ給ふべう陰陽師の申ければ、吉方とて、中川に某阿闍梨といふ人の車宿りに渡らせ給て、生れ給にたり。

これは長保二年に道綱三男兼経が誕生した時の有様を伝える記事であるが、ここで「中の御方」はわざわざ「一條殿」を避けて「某阿闍梨といふ人の車宿り」を産所とされている。前述の安子や定子の場合と同一の現象であるが、それは「一條殿」が凶方で「某阿闍梨」といふ人の車宿り」が「吉方」であったからであるという。つまり産所を決定する際に方角の吉凶が重要な要素になっていることが知られるのである。これに関連して栄花物語「たまのむらさく」の記事を見よう。

左衛門督殿の上(公任女)、月頃たゞにもあらずものせさせ給けるを、(懐妊)七八月に當らせ給たりければ、四条の宮にて凶しかるべしとて、殿人の三條に家持たるが許にぞ渡らせ給ひける。さて八月十餘日、いと平かにいみじうつくしき女君生れ給へり。

長和三年八月の生子誕生の記事であるが、勿論公任は健在であった。それなのに公任女が実家の「四条の宮」を避けてわざわざ「殿人の三條に家持たるが許」に渡られたのは方角の吉凶によるものであつたことは「四条の宮にて凶しかるべし」の部分によって明白である。さて、ここで興味深い事は「吉方」の産所へ移られた時期が懐妊七八月頃であるらしいことである。中宮定子の場合も長保二年十一月七日に敦康親王を出産されているので、同年八月九日の生昌宅行啓

は丁度その頃にあつてゐる。

以上の考察によつて、安子が冷泉院を出産された時も定子が修子内親王を出産された時も「中の御方」が兼経を出産された時も公任女が生子を出産された時も全て出産場所の方角の吉凶が大きく関わつてゐたことが知られる。中宮定子が敦康親王を出産された際も、実資・時光・明順等他にも頼ることのできる人がいたと思われるのに身分の高い生昌の家へ行啓し出産されたのは、修子内親王出産の際と同様に産所の方角の吉凶を重視されたからであらうと思われる。

勿論、中宮定子にとつて生昌宅は単なる産所ではなかつた。それは出産時以外にも定子が生昌宅に滞在されることになることから明らかであらう。行啓二日前の小右記の記事で早くも生昌宅を「里第」と記している。だが、決して単なる「里第」でもなかつた。十一月に出産を控えている定子にとつて、行啓先は「産所」として「吉方」の「里第」である必要があつたと思われる。そして又、定子は生昌を「いと謹厚なるもの」と評価してもおられた(枕草子)。これらの点に定子が生昌宅を行啓先に選ばれた原因があつたのだと思ふ。

三

次に、「四足門」をめぐる問題を考えてみよう。

大進生昌が家に、宮の出でさせたまふに、東の門は四足になし
てそれより御輿は入らせたまふ。

と清少納言はこの時の有様を記している。これによれば生昌宅の東門は「四足門」に改造されていたと思われるけれど、一方、小右記

長保元年八月十日（行啓の翌日）条には次のようにある。

大外記善言朝臣云、去夕中宮出御前但馬守生昌宅、御興、一宮乗糸毛車、件板門屋、人々云、未聞御興出入板門屋云々

一体、どちらが正しいのであろうか。この点に関して、萩谷朴氏は「生昌宅の門は改造していなかったものと思われる」と言われ、石田穰二氏は「急速改造はしたものの、板葺であったと見える」と言われているが、大切なことは生昌宅東門を実際に見ている人は誰かという点であらう。行啓に供奉した清少納言が実際に見ている人は誰かということは間違いなからうが、「大外記善言朝臣」は実際見ているのであろうか。不審を抱かせるのは彼の「去夕」という言葉である。権記には次のようにある。

亦參職御曹司、案内夕行啓事、次亦參内之間、藤納言（時光）

被參、即仰中宮戌剋可出御前但馬守生昌宅之由（略）

ここにも「夕行啓事」という語が出ているが「戌剋」は「夜」であって「夕」ではない。ここで思い合わされるのは実資が「急速召」を受けた時間が「申剋許」であったこと（前述）である。「申剋許」と言えばまさに「夕」である。恐らく行啓開始予定時刻が「夕」であり「申剋許」であったものであろう。予定時刻になっても行啓の事を行う上卿が誰一人参内しないので急速実資を召したのであると「戌剋」というのは当初の予定通りに行啓を開始できなくて再設定された時間であったと思われる。つまり、「大外記善言朝臣」は行啓予定時刻を行啓実施時刻ととり違えて「去夕」と言っていることになり実際に行啓に供奉していたのではないのかと思われる。又、「人々云、未聞御興出入板門屋云々」とあるが、この「人々」の発言には明らかに中宮定子を軽蔑する口調が感じられる

ので、或いは行啓を妨げるが如くに宇治へ遊覧した道長と行動を共にした人々の発言かとも思われる。実資も時光が行啓の事を行うと聞いて宮中を「退出」しているので行啓に供奉したわけではない。こうしてみると、「御興出入板門屋」という記事の信頼性に問題があると思われる、実際に行啓に供奉した清少納言の言葉をこそ信ずべきであらうと思う。

結局、生昌宅東門は「四足門」に改造されていたと思われるのだが、金子元臣氏や萩谷朴氏はこの「四足門」を中宮を迎える為に臨時に設けられた「お成り門」と考えておられる。しかし、当時、「お成り門」などという便法は通用しなかったことは次の記事から明らかであらう。

○小右記長保元年十月十二日条

宮（太皇太后）御書被賜尼君御許、其御書云、而三年御惱不平、御占頻勘申可他處之由、心有所憚、口未出言、然而苦惱之間、

不思人難、大進雅致宅去宮不遠、若度彼宅如何者、即令啓云、

雅致是宮司、但有御下蔭宅之難歟、須以彼宅為宮御領、相次改

板門屋、造四足門、移御何事之有也、

「大進雅致」の家は「下蔭宅」であるので現在「板門屋」となっているのだがその「板門屋」を改めて「四足門」にする為には「以彼宅為宮御領」という手続きが必要であったことが知られよう。つまり、「下蔭宅」には「下級の門（板門屋）」しか許されないのであり、そこへ「上級の門（四足門）」を建てようとするればその家を貴人の御領としその家の格を上げる他ないのである。勿論、「以彼宅為宮御領」といっても、それは、太皇太后の行啓先の家を格上げして四足門を作り太皇太后の体面を保つ事が目的のあくまで形式上の

手続きであろうと思われる。なお、太皇太后の雅致宅行啓はこの月の二十五日に実施されている（小右記）ので、遅くともそれまでには四足門への改造が完了していたものと思われ、雅致宅を「宮御領」にする為の申請手続きの開始から四足門完成まで長く見積っても二週間で足りたことが知られるのも興味深い。

では、生昌宅が中宮定子の御領とされた形跡があるであろうか。行啓二日前と行啓当日の小右記の記事で行啓先を「里第」と称している事に注意すればよいだろう。生昌宅は行啓に先だって「中宮御領」となっていたのである。行啓五日前と行啓当日の権記の記事に行啓先を「前大進生昌宅」「前但馬守生昌宅」と記しているのは、生昌宅が「中宮御領」になったと言ってもそれは名目的なものであったことを示していよう。だが「四足門」を構え中宮定子の体面を保つ為にはそれで充分であった。

こうして名目上とはいえ自らの家宅を中宮定子に献上し四足門を築き出産の為の里下りをされる中宮定子の体面を保とうとしている生昌の姿は「いと勤厚なる」姿そのものであろう。中宮が生昌宅に入られた後、「姫宮（修子）の御前ものは、例の様には憎げにさぶらはむ。ちうせい（小さい）折敷に、ちうせい高坏などこそ、よくはべらめ」と、姫宮の調度類の調達に際してもよく気を遣ってくれる生昌であった（枕草子）。又、清少納言は行啓の時「北の門」が「小さ」くて「車入らぬ門」であったことを不満に思い、「されど、門のかぎりを高う造る人もありけるは」と生昌に文句を言っているが、于公の時代ならともかく、当時はそんなことは許されず「家のほど身のほどにあはせ」た門を造ることしかできなかったことは先程述べたところから明らかであろう。それなのに生昌は怒りも

せず、逆に于公の故事を引用した清少納言の漢文の素養を心からほめるのである（枕草子）。生昌が如何に善人であるか知られるではないか。生昌は「小奸物」などではさらく／＼なからう。

四

以上、伊周密入京を密告したのは「孝義」であって生昌ではなかったこと、生昌宅に定子が行啓されたのは他に頼るものがないからではなく「産所」として「吉方」の里第である必要があったからであること、生昌宅の東門は四足門に改造されていたこと、生昌は「いと勤厚なる」人であったこと等を述べてみた。大方の御批正を乞う次第である。

注(1) 岸上慎二氏『枕草子研究』（新生社 昭45・7）184頁。
小右記長保元年十二月十六日条参照。

(2) 新訂増補国史大系『尊卑分脉 第四篇』（吉川弘文館 昭49・7）4頁以下。

(3) 新潮日本古典集成『枕草子 上』（萩谷朴氏校注 新潮社 昭52・4）34頁。なお枕草子の本文はこのテキストに拠る。

(4) 注(2)参照。

(5) 権記長保三年十二月四日条参照。

(6) 注(4)書 29頁。

(7) 角川文庫『新版枕草子 上巻』（石田穰二氏訳注 角川書店 昭54・8）171頁。

(8) 金子元臣氏『枕草子評釈』（明治書院 昭15・7増訂）35頁。

(9) 注(4)書 28頁。

(10) 付記 小右記の本文は大日本古記録本に、権記の本文は史料纂集本

に、栄花物語の本文は日本古典文学大系本に、日本紀略の本
文は新訂増補国史大系本に拠った。